

鎌倉期における「悪党」の語義変化

根ヶ山 泰史

はじめに

本稿は、一三世紀後半から一四世紀前半の史料上に顕著に現れる、「悪党」という語に関する史的研究である。

悪党に対していかなる歴史的評価を与えるべきか、という問題は、南北朝動乱期を日本史上にいか位置付けるか、という問題とも絡み合いながら、時に論者の思想を色濃く反映しつつ、長く戦後歴史学における重要な論点であり続けた。^②そして現在に至ってもなお、悪党は鎌倉・南北朝期の歴史研究における重要な分析概念となっている。^③

かつての悪党論における主要な研究手法は、荘園領主や幕府等によって「悪党」と呼称された人々の実態、すなわち活動主体や構成員、活動内容や対象等を明らかにし、その歴史的評価を試みるというものであった。しかし結果的に、その歴史的評価につい

ては、発展的な動きと捉えるか、あるいは頹廢的な現象と捉えるか、という二項対立に陥ることとなった。^④さらに「悪党」の実態理解についても、主体となる特定の階級を限定する、という従来の手法の限界性が示されるに至った。^⑤総じて一九七〇年代に至るまでには、実態把握・歴史的評価の両面において、悪党の全体像に関する整合的な理解が得られない、混沌たる研究状況が生じていたと言える。

こうした状況の中で、以後の悪党論に対して多大な影響を与える研究視角を確立したのが、山陰加春夫氏であった。^⑥氏は鎌倉期の「悪党」について、「承久の乱以降に幕府が、乱後に確立した国家体制秩序を乱す国家的犯罪人を意味する語として使用しはじめた法的用語であり、幕府は幕末に至るまでそのような意味でこの語を使用し、幕府以外の者も又、幕府の用法を念頭において同様の意味でこの語を使用し、しかも、基本的には、幕府権力の発

動を要請する公家・武家への訴訟の際の、訴訟用語としてこの語を使用した」と論じた。そして、正嘉二年（一二五八）に鎌倉幕府が「国々悪党令蜂起」^⑦と認識した事態の実態は、特定の集団が蜂起したということではなく、「悪党」訴訟^⑧に他ならなかったことを強調している。山陰氏は、「悪党」という文言自体を「一定の歴史の実態を示す歴史的用語」として定立し、言葉のレベルにおいて、当該期の「悪党」を総体的に把握することを目指したのである。

その後、山陰説の核となる「悪党」の理解に対しては、近藤成一・下沢敦・渡邊浩史各氏によって、重要な指摘を含む異説も提出された^⑨。しかし現状では、これら三説と山陰説との止揚は果たされておらず、「悪党」の理解に混乱が生じている。

いま右の四説の「悪党」理解に関する相違点をまとめれば、以下の三点に整理しよう。

まず第一点は、「悪党」に新たな用法を付与した主体についてである。山陰・近藤・下沢各氏は鎌倉幕府を、渡邊氏は寺社領主を、その主体と捉えている。

第二点は、ここで新たに付与された「悪党」の基本的定義についてである。山陰氏は「悪党」を、謀叛・殺害・山賊・海賊・夜討・強盗等の「国家的犯罪（人）」を指す法的用語と捉えた。近

藤氏はこれを、鎌倉幕府の検断の対象となる夜討・強盗・山賊・海賊という重犯罪人に対する呼称と捉えた。下沢氏は当該期の「悪党」に広狭二義の用法を想定しつつ、夜討・強盗・山賊・海賊の類の犯罪行為（主体）を指す狭義の用法を、基本的なものとなししている。山陰説と近藤・下沢両説との間では、謀叛・殺害までも含むか否かという点についての相違が認められる。他方、渡邊氏は、「悪党」を荘園制的領域支配に関する用語として捉えており、右の第一点ともかわって、他の三説との乖離は顕著である。

第三点は、用法変化の画期についてである。渡邊氏は一二世紀中葉を画期と見ている。山陰氏は承久の乱を幕府による用法変化の画期と位置付け、のちに寛喜三年（一二三二）の追加法三五条および翌年の御成敗式目三三条に至って、幕府法上の法的用語として定立された、としている。下沢氏もこの山陰説に賛意を表している。近藤氏は画期について必ずしも厳密には論じていないが、御成敗式目三三条に見られる「悪党」を、自身の「悪党」理解に合致する初期の用例として挙げている。

本稿の課題は、〈悪党〉像の全面的な見直しを図るための基礎作業として、こうした混乱状況を打開しつつ、「悪党」の語史に関する整合的な仮説を提示することである。

その際に留意すべきこととして、各説に通底する問題点を指摘しておかねばならない。それは、四説がいずれも「悪党」という語を特別視・絶対視することを所与の前提としている上、下沢説を除く三説に至っては、「悪党」を単一の語義で律しようとする傾向が読み取れることである。このような先入観に基づく分析では、「悪党」が特殊な用法を付与されていく動態的な過程を見落としてしまい、ともすれば「悪党」の中世における史料上の初見をもって、鎌倉後期的な特殊用法による「悪党」の淵源と見なす弊害を招くこととなる^⑩。

そうした事態を避けるためには、「悪党」の用法・語義や使用者、そしてこの語自体をいったん相対化した上で、真に鎌倉期の時代的特徴を示す「悪党」像を構築することが必要と考える。

この点を踏まえつつ、前述した課題を解決するために、次章以下では次のような手順で論を進めたい。すなわち、「悪党」の用法・語義について、鎌倉幕府・権門寺院・公家政権という性質の異なる使用主体ごとに、三つの留意点——語の〈意味〉に関する理解をより厳密化すること、語の多義性に注意すること、類義語との関係性の変化に注目すること——を重視しつつ分析を行い^⑪、その共時的偏差（位相）・通時的変遷（用法・語義変化）の様相を明らかにしていく。

検討時期は、一二世紀後半から鎌倉時代末までを中心に据える。検討史料としては、「悪党」の用法・語義の共時的偏差・通時的変遷を明確にするため、原則として作成年代・作成主体をほぼ特定できるものに限定し、文書・法制史料や古記録を中心に用例の検索を行った。

① 本稿では原則として、鉤括弧なしの「悪党」と、鉤括弧付きの「悪党」とを区別し、前者は分析概念としての悪党を、後者は史料用語としての「悪党」を指すものとする（引用部分についてはその限りでない）。

② 悪党に関する研究史については、網野善彦「悪党の評価をめぐって」（『網野善彦著作集第六巻』岩波書店、二〇〇七年。初出一九七〇年）、佐藤和彦「悪党研究の視点」（『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年。初出一九六九年）参照。なお本稿では、著書・論文名の副題は原則として割愛する。

③ 近年の悪党研究については、桜井彦「序章」（『悪党と地域社会の研究』校倉書房、二〇〇六年）の整理を参照。

④ 永原慶二『日本の中世社会』（岩波書店、二〇〇一年。初出一九六八年）参照。

⑤ 網野善彦「鎌倉末期の諸矛盾」（前掲注②著書。初出一九七〇年）、黒田俊雄「悪党とその時代」（『黒田俊雄著作集第七巻』法蔵館、一九九五年。初出一九五七年）等。

⑥ 山陰加春夫「悪党」に関する基礎的考察」（佐藤和彦・小林一岳編『展望日本歴史』一〇「東京堂出版、二〇〇〇年。初出一九七七年。以下、山陰氏の学説は全てこの論文による。

⑦ 追加法三二〇条（『中世法制史料集第一巻』岩波書店、一九五五年）。

以下、御成敗式目および追加法については、全てこの史料集による。

- ⑧ 〈悪党〉訴訟）に関する山陰氏の定義は、〈鎌倉幕府以外の者が、自己への敵対者に対する幕府の逮捕・断罪を要請するため、彼等を幕府の用法に沿った「悪党」として公家・武家に訴えた訴訟」とまとめることができよう。本稿でも〈悪党〉訴訟」と言う場合、概ねこの定義に従う。

- ⑨ 近藤成一「悪党召し捕りの構造」（永原慶二編『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年）、下沢敦「鎌倉幕府法令から眺めた「悪党」並びに鎌倉幕府の「悪党」検断に関する諸問題」（『法制史研究』四三、一九九三年）、渡邊浩史「鎌倉中期迄の「悪党」」（『日本大学史叢』三八、一九八七年）、同「鎌倉幕府の「悪党」認識と本所一円領」（『日本大学人文科学研究所研究紀要』四〇、一九九〇年）。以下、三氏の学説は全てこれらの論文による。

- ⑩ この種の問題を抱えているのは、ひとり悪党論のみではあるまい。本稿の方法論が、他の史料用語の検討に際しても参考となりうれば幸いである。

- ⑪ これら留意点の案出に際しては、日本語学における語史研究の方法論を参照した。中でも、前田富祺氏の『国語語史研究』（明治書院、一九八五年）には多くを学んだ。本書によれば、単語の〈意味〉とは〈語意〉・〈語義〉と呼ばれる二つの性質に類別でき、前者は「実際の文脈において使われている意味」すなわちある語が前後の文脈に依存して、あるいは慣用表現の一部となつてはじめて持ちうるような意味を、後者は「そのような臨時的な語意を可能ならしめている基本的な意味」すなわちその語単独でも持ちうる意味を指す（第五章 語義変化とは）（初出一九八二年）。本稿でも〈語義変化〉と言う場合、後者の基本的な意味が変化したことを指すものとする。

第一章 「悪党」と類義語の関係

第一節 類義関係の措置

本章では、次章以下における分析の前提となる、「悪党」とその類義語との関係性を明確にする。まず本節では、類義関係の措置を行う。

そもそも、「悪党」は漢語である。そして、その原義は〈悪人のなかま〉である。これは、「悪党」が「悪」Ⅱ〈わるい〉と「党」Ⅱ〈なかま〉^②の複合語であることに由来していると考えられる。

これと同様に〈わるい〉＋〈なかま〉という複合語と考えられる代表的な漢語には、「悪徒」Ⅰ「凶党」Ⅰ「凶徒」Ⅰが挙げられよう。^③

以下、『日本国語大辞典（第二版）』^④の記述を参照し、これらと「悪党」との関係性を確認する。

「悪党」…(1)悪事をはたらく者の集団。また、後には一人の場合にもいう。(2)鎌倉末から室町時代前期に活発な動きを示した、荘園の反領主的な武士・荘民とその集団。(3)人をののしって呼ぶ言葉。^⑤

「悪徒」…悪事をなす者。また、その仲間。悪党。

「凶党」…わるものの仲間。悪人の集まり。悪党。

「凶徒」…人殺し、強盗、むほんなどの悪行をはたらく者、

また、その仲間。悪者。悪党。悪漢。

このように、漢語としての「悪党」と「悪徒」「凶党」「凶徒」の間には、明確な類義関係が認められる。ただし「悪党」に関しては、鎌倉末期以降に(2)が成立して多義語化したとの理解が示されている。このような理解は、戦後の日本中世史研究の蓄積を反映したものと考えられ^⑥、本稿の主題とも密接に関わるものである。その当否については、行論の中で自ずと明らかにしよう。

以下本稿では、この「悪徒」「凶党」「凶徒」を「悪党」の基本的な類義語と捉え、それらの間の相互関係に注目することで、「悪党」の語史を分析していく。まず次節では、このような類義関係が、中世における「悪党」用例の出現期である一二世紀後半から一二世紀初頭においても実際に認められることを確認する。これは渡邊氏による学説の有効範囲を問うことに直結する作業であるから、同説の検証と並行する形で行っていきたい。

第二節 類義関係の実態

渡邊氏は山陰氏の見解を批判し、「悪党」とは「十二世紀中葉に庄園公領制が成立すると共に、寺社領主が「殺生禁断」等の宗

教的イデオロギー支配を貫徹した所領を、外部から侵略するものに對して使用し始めた」呼称であり、幕府は当初その文言を受動的に使用したにすぎなかった、と主張した。このような氏の理解は、幕府の側に主体性を見出す山陰氏の理解とは、大きく食い違っている。

このような見解の相違は、一体どこから生じてくるのか。今それぞれの根拠の内、主要なものを摘記すれば次のようになる。

まず山陰氏については、(1)鎌倉時代における「悪党」の初例は承久三年（一二二二）八月日付の六波羅制札案と見られること、(2)寛喜三年の追加法三五条および翌年の御成敗式目三二条中に「悪党」が見え、この時期すでにこの語が国家的犯罪人を指す法的用語として、幕府によって定立されていると考えられること、(3)鎌倉時代の文書における幕府以外が使用した「悪党」の用例が、幕府の使用開始時期よりも遅れており、その用法も幕府のそれと同じであること、を挙げられる。そして渡邊氏については、(1)鎌倉時代における「悪党」の初例は承元二年（一二〇八）四月三日付の大和多武峯注進状^⑧であり、幕府の使用したものではないこと、(2)一二世紀後半から史料上に見られ始める「悪党」は、少なくとも建治年間までは、基本的に全て、宗教的イデオロギー支配の貫徹した領域を外部から侵す存在に対する呼称として、寺社領主に

よって主体的に使用されたものと考えられること、が挙げられる。山陰氏の(2)については次章で検証するが、(1)(3)については、渡邊氏の(1)によってすでに反証されていると言えよう。

では、渡邊氏の「悪党」に関する理解は妥当であろうか。以下の点について、氏の論及していない史料を用いて考察する。

元暦二年(一一八五)の文覚神護寺定書は、寺僧の守るべき四五箇条を列記したものであるが、その一箇条に「悪党」が見える。

【史料一】

一、不可同意他処之悪徒事

右、当寺住僧等、若他寺之大衆、若謀叛之悪党、或強窃二盜等、若付公私之諸事、致闘諍決勝負、於如此凶類、更以不可同意。若於背此旨之輩者、永可令損出矣。

史料一では、「他寺之大衆」「謀叛之悪党」「強窃二盜」等を、「他処之悪徒」あるいは「如此凶類」と言い換えていることが注目される。前節で指定した類義関係を想起すれば、ここでの「悪党」もまた、「悪徒」「凶類」の類義語として使用されていると見てよからう。そして、謀叛という犯罪の行為者を指す呼称として使用されているのである。

このような「悪党」と類義語の関係は、一二世紀初頭においても確認できる。

建保二年(一二一四)四月には、延暦寺衆徒が園城寺衆徒と合戦に至り、園城寺の堂舎を焼失させる事件が起こっている^⑩。この事件をめぐるのは、園城寺の語らいを受けて発向を企てる東大寺が、延暦寺衆徒に対して「叡山之悪党」「延暦寺凶徒」という呼称を使用していること、同様に勧修寺も「山門之悪徒」「叡岳之凶党」という呼称を使用していることが注目される。この東大寺・勧修寺による表現を見れば、建保二年の段階でも、「悪党」が「凶徒」「悪徒」「凶党」と類義関係にあると認識されていたことは疑いない。そして、ここで「悪党」以下の語が使用された背景としては、延暦寺・園城寺を取り巻く寺院間の深刻な対立関係・敵対意識をこそ、まず第一に想定すべきであろう。

右の二つの事例は、前節で指定した類義関係が、一二世紀後半から一二世紀初頭においても実際に認められることを示している。そして、当該期における「悪党」には、いまだ「悪徒」「凶党」「凶徒」等との類義関係を明確に逸脱する用例は検出できない。これらの事実を踏まえれば、渡邊氏の見解に関して、次のような問題点を指摘しうる。すなわち、当該期においては「悪党」のみでなく、「悪徒」「凶党」「凶徒」等の類義語も、〈宗教的イデオロギー支配の貫徹した領域を外部から侵す存在に対する呼称〉として使用されえたのであって、渡邊氏の論拠(2)が認められると仮定

しても、そこであえて「悪党」のみを特別視する必然性は存在しないのである。以上の考察を本稿の課題に即する形でまとめれば、一三世紀初頭に至ってもなお、寺社領主が「悪党」という語に対して、主体的に新たな用法を付与していったという事実は確認できない、ということになる。

以上本章では、漢語である「悪党」と「悪徒」「凶党」「凶徒」等との間に類義関係を措定し、一二世紀後半から一三世紀初頭に至ってもなおその類義関係が認められることを確認するとともに、渡邊説に対する反証を行った。次章以下では、一三世紀中葉以降、「悪党」にこの類義関係を逸脱する用法が発生・定着していくことを明らかにする。

- ① 『大漢和辞典（修訂第二版） 巻四』（大修館書店、一九八九年）。
- ② 『同右』、および『同巻十二』（一九九〇年）。
- ③ 本稿では作業の煩雑化を避けるため、対象を二字の漢語に限定して検討を行う。さらに、そのうち日本中世における使用頻度が比較的高い前掲の「悪徒」「凶党」「凶徒」を中心に検討対象とし、その他の類義語については、必要に応じて言及するに止めた。なお「悪党」類義語候補の選定に当たっては、大竹雅美「『悪党』史料一覧」（悪党研究会編『悪党と内乱』岩田書院、二〇〇五年）から多大な示唆を得た。
- ④ 第一・四巻（小学館、二〇〇一年）。
- ⑤ (3)は近代の用例のみ挙げられており、本稿の検討対象からは除外する。

- ⑥ 黒田俊雄「歴史への悪党の登場」（前掲はじめに注⑤著書。初出一九七三年）。
- ⑦ 『鎌倉遺文』二八三三号（以下、〈鎌〉二八三三）というように略す。

- ⑧ 『鎌』一七二九。ただし、初見史料についてはさらに遡りうる（大竹雅美前掲注③論文参照）。

- ⑨ 『中世法制史料集第六巻』寺社法七条（以下、公家法・寺社法については全てこの史料集による）。以下、引用史料中の句読点・並列点・傍注・傍線等は全て筆者による。また、一部刊本の翻刻を改めた箇所がある。

- ⑩ この事件や関連史料については、肥後和男「建保二年南都大衆蜂起に関する「史料」（『歴史と地理』二九一三、一九三二年）参照。
- ⑪ 建保二年六月一日付東大寺牒案（『鎌』補六三七・補六三八）。
- ⑫ 建保二年六月二日付勸修寺返牒案（『鎌』補六四三）。

第二章 鎌倉幕府における「悪党」の用法変化

第一節 法的用語としての採用と定義

本章では、主に鎌倉幕府における「悪党」の用法を分析する。山陰・近藤・下沢各氏は、幕府が「悪党」を法的用語として採用した、と見なしている。筆者もこれを支持するものであるが、渡邊氏による批判も存在するなど、この見解はいまだ定説とまでは言い難い。実例に即して補強しておく必要がある。

この問題について考察する場合、前提としてまず確認すべきは、一三世紀中葉以降の幕府関連史料上に見られる、「悪党」と類義語との関係性の変化である。後述するように、当該期以降、幕府は夜討・強盗・山賊・海賊等の盗賊（行為）に対する呼称として、「悪党」を頻繁に使用するようになる。他方でその類義語については、嘉禎二年（一二三六）十一月の「凶徒」^①、そして延応元年（一二三九）七月の「悪賊」^②以降、幕府法および幕府発給文書上における使用例が、極端に減少する。特に、延応元年七月以後、文永十一年（一二七四）に蒙古軍に対する呼称として「凶徒」が使用されるまでの三五年間には、管見の限り、「悪徒」「凶党」「凶徒」のみならず、「凶類」「悪賊」「凶賊」等も含めた二字漢語の類義語は、全くその用例を見出すことができないのである。前章で見た寺院の用例と比較しても、一三世紀中葉以降における幕府の用例が「悪党」に極度に偏っていることは明白と言えよう。このような幕府の用例上に見られる変化からは、「悪党」と他の類義語との間における何らかの区別の顕在化、および「悪党」の選択的使用状態への移行、という二つの客観的事実を読み取ることが可能である。問題は、これらの変化が受動的あるいは自然発生的なものであったのか、能動的・政策的なものであったのか、ということであろう。そこで次の事例を見たい。

鎌倉後期の醍醐寺においては、三宝院・三宝院流の相承をめぐって寺内各派間に対立が生じたことが明らかにされているが、その紛争に関するものの中に注目すべき一対の史料が存在する。

【史料二】

醍醐寺僧綱等誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天裁、被寄付金堂造営料所、断罪惡行凶党状

（中略）爰去年九月廿九日、一類凶徒不憚 皇憲、俄致蜂起、違背寺務、倍巧泉惡、或閉寺門、濫成烏合之群、或籠金堂、恣及狼喉之事。（中略）上下雖雲集、凶党防而難競、老若雖子来、飛焰熾而難消。（中略）是以滿寺衆徒等、去比、且被寄付修造之料所、且可被禁惡行之凶党之由、具勒事狀、頻驚上聞云々。（中略）所詮於惡党之罪科者、刑法只仰 天裁、於堂宇之造營者、早速尤足他望矣。（後略）

【史料三】

（表題）

「惣寺衆申条々事書進武家」

注進

就当寺金堂回祿、定任法印造意結構間事

（中略）俄以定玄・定珍・定繼・定延已上定任同宿衛、寛乗・清□法

師・虎清丸已上定任所從以下惡党等、去年九月廿九日当于本願 聖

主之御国忌、□背永仁二年 繪旨、巧泉惡、企蜂起、塞寺門、

伐鐘木〔定任〕法師等伐之〔法師〕畢。（中略）放火之後、彼悪党等逃散之時者、先出金堂、逃散宝池院〔定任住房〕。（中略）彼悪党等可焼払寺門之由、有其聞、（中略）且定任悪事根元、悪党扶持等之次第、一寺無隱、諸人反唇。（後略）

史料二・三は、右の紛争を背景としつつ、永仁三年（一二二五）一二月に醍醐寺の金堂が焼失した事件を直接の発端として、金堂再建や実行犯・張本等の処罰を公家・武家に訴えたものである。事件の概略は、醍醐寺僧定任（三宝院を管領）の門弟である定玄・定珍等が、永仁三年九月に蜂起して金堂に立て籠もり、一二月にはその金堂に放火した上で定任の住房である宝池院に逃げ込んだ、というものであった。^⑦

史料二は、醍醐寺僧綱等が公家に提出したものであるが、金堂放火の実行犯である定玄・定珍らに対して、「凶党」「凶徒」「悪党」等の呼称が使用されている。ここから分かることは、前章で指定した類義関係はこの段階でも認められるということである。

一方史料三は、後日惣寺衆徒等が幕府に提出した訴状である。その内容は、「被定置之旨刑法」に基づき、定任を罪人と裁定することを求めたものである。これを史料二と比較すると、両者で「悪党」の用法に相違が見られることは一目瞭然である。史料三では、「悪党」が選択的に使用されていると考えられるのである。

史料二から分かるように、醍醐寺では「悪党」という語を必ずしも特別視していた訳ではない。ゆえに、史料三において醍醐寺衆徒等は、裁定者たる幕府の側における「悪党」の用法を意識して、選択的使用を行ったものと解されよう。ここから、幕府は永仁四年の段階で、すでに「悪党」を法的用語として採用し、そのことを原告たる醍醐寺側も認識していたと推測されるのである。

このように、「悪党」が鎌倉幕府によって法的用語として採用された、と捉える山陰・近藤・下沢三氏の見解は首肯されるものである。ただし前述の通り、三氏の学説には「悪党」の定義に関して異同も見られ、この点は検討の必要がある。また、幕府の採用時期に関する三氏の見解には、ともに修正の必要がある。よって、まず本節では前者について検討し、後者については次節で検討を行う。その中で、前章で言及した山陰氏の論拠⁽²⁾も検証することとしたい。

以下、幕府における「悪党」の定義を確認するため、法的用語としての「悪党」に関する幕府の典型的用法を抽出する。

弘長元年（一二六一）二月に立法された関東新制の一箇条である追加法三六八条では、明らかに「山賊・海賊・夜討・強盗之類」が「悪党」と呼称されている。他にも一三世紀中葉に立法された幕府法では、これらの犯罪の行為者等に対する呼称として、

専ら「悪党」が使用されている。^⑨従来の研究においては、このような事実を主たる根拠として、幕府法上の「悪党」は〈夜討・強盗・山賊・海賊〉を意味するものと主張されてきた。^⑩しかし厳密には、これらは同一史料中の「山賊」「海賊」「夜討」「強盗」等を受けた、つまり文脈に依存した用法にすぎず、「悪党」の語義自体は依然〈悪人のなかま〉のままであった可能性も、否定できないのである。本稿の見地からは、いま一步踏み込んで検討を行うておく必要があると言える。^⑪

そこで、次の史料に注目したい。

【史料四】（追加法七〇四〜七〇九条）

侍所方 乾元二年六月十二日評定

- 一 殺害・刃傷・打擲事（中略）
- 一 夜討・強盗・山賊・海賊事
- （中略）非番悪党等倍增、剩御家人佗僚歟。（中略）
- 一 窃盗事（中略）
- 一 博奕事（中略）

向後守此法、可被施行。先日罪名分輩、悪党・殺害・謀書以上重科之外、窃盗・刃傷・博奕・謀略以下輕罪、不謂年紀之遠近、悉可被厚免歟。

史料四は、乾元二年（一三〇三）六月一二日に立法され、検断

沙汰管轄部局である侍所に通達された一連の法令で、自由刑に伴う御家人負担の輕減を主眼とするものであったとされる。^⑫

第二条で夜討・強盗・山賊・海賊を働く人々を「悪党」と呼称している点も重要だが、ここで特に注目する必要があるのは文末の傍線部である。なぜなら、ここでの「悪党」は明らかに、単なる〈悪人のなかま〉を意味する語としてではなく、一つの独立した「罪名」すなわち犯罪類型として提示されているからである。

それでは、この「悪党」とはいかなる犯罪を指すか。ここで注意すべきは、「悪党」が殺害と同じ「重科」の筆頭に掲げられていることである。鎌倉幕府法で「重科」とされる代表的なものには、謀叛、殺害、山賊・海賊・夜討・強盗等が挙げられるが、前述のように、この内の山賊・海賊・夜討・強盗を働く人々に対する呼称として、一三世紀中葉の幕府法では専ら「悪党」が使用されていたという事実がある。また、史料四の傍線部に目を移せば、窃盗が「輕罪」の筆頭に挙げられる一方、同じ盗犯の中でも重罪である夜討・強盗・山賊・海賊の罪名が、「重科」の内に記載されていない。これら諸点を勘案すれば、右の「悪党」は、夜討・強盗・山賊・海賊といった凶悪な盗犯を一括する犯罪類型として記載されたものと推定される。「悪党」は原義においては人間の集団を指す語であるが、〈夜討・強盗・山賊・海賊という犯罪の

行為者等」という語義が転用されて、〈夜討・強盗・山賊・海賊〉という犯罪を指す用法が生じたのであろう。^⑭

ここから、幕府法上ではこの乾元二年の段階で、すでに「悪党」の語義は〈悪人のなかま〉一般から、〈夜討・強盗・山賊・海賊〉という盗賊（行為）へと限定されていた、すなわち語義変化を生じていたと考えられる。そして、この法的用語としての「悪党」には、謀叛・殺害は含まれないのである。

では、幕府による法的用語としての「悪党」の採用・定義は、いつなされたものであったか。節を改めて検討したい。

第二節 採用の時期

まずは上限の検討から始める。

そもそも、〈夜討・強盗・山賊・海賊〉という盗賊（行為）という語義による「悪党」の用法は、幕府法の初期から見られるものであろうか。この点に関して、山陰・近藤・下沢各氏が自説に合致する最初期の事例として挙げた次の史料を検討したい。^⑮

【史料五】（御成敗式目三二条）

一 隠置盗賊・悪党於所領内事

（中略）仍於縁辺之凶賊者、付証跡可召禁。又地頭等至隠置賊徒者、可為同罪也。（中略）次被停止守護使入部所々

事、同悪党等出来之時者、不日可召渡守護所也。（後略）

山陰氏は、ここでの「悪党」が「盗賊」（追加法三五条）・「強盗」「重科の輩」（同一七条）といった国家的犯罪（人）と同義に使用されている、と解釈し、式目制定の貞永元年（一二三二）に至って、幕府は「悪党」を「謀叛・殺害・山賊・海賊・夜討・強盗等の国家的犯罪をさす法的用語として定立した」と論じた。しかしそもそも、史料五における「悪党」の用法に、何らかの明確な定義を読み取ることは可能であろうか。

史料五に関してまず注意すべきは、笠松宏至氏による指摘^⑯の繰り返しになるが、事書で「盗賊」と「悪党」が並列表記されていることである。ここから、「盗賊」「悪党」という二つの語が区別して認識されていることを読み取れる。しかし事実書に目を移すと、この事書で掲げられた「盗賊・悪党」が「凶賊」「賊徒」、そして「悪党」とも言い換えられている。つまり、「悪党」は一方では「盗賊」と区別されつつ、一方ではそれをも包摂しうる概念として使用されていると考えられる。このような用法は、「悪党」を〈悪人のなかま〉という一般的な語義で捉えて初めて、矛盾なく理解できるものである。^⑰

このように、史料五の「悪党」に原義と異なる特殊な意味付けを読み取ることはできない。この検討結果に加えて、〈御成敗式

目の用語は洗練されていない曖昧なものであった」という三浦周行氏の著名な指摘も想起すれば、史料五において、「悪党」が法的用語として明確に定義されていたとは考えがたいと言えよう。

つまり、貞永元年段階の幕府法でも、「悪党」の用法・語義は前章で見た類義関係をいまだ脱していない、と推定されるのである。よって、前章で言及した山陰氏の論拠(2)はそのままでは成立せず、氏の「悪党」理解に関する主要な論拠は全て否定されたことになる。^{②)}

幕府法における「悪党」の明確な定義は、延応二年(一二四〇)二月段階でも、いまだ行われていなかったものと考えられる。

【史料六】(追加法一二二―一二九条)

鎌倉中保々奉行可存知条々

- 一 盗人事
- 一 旅人事
- 一 辻捕事
- 一 悪党事(後略)

史料六は、鎌倉の保奉行人等に対して警固すべき条々を通達した延応二年二月二日付の法令であるが、ここでは、「悪党」が「盗人」「旅人」「辻捕」に続く四条目に挙げられている点が重要である。仮に当該時点で、山陰氏の説くように、「悪党」がすで

に国家的犯罪(人)を呼称する法的用語として定立されていたとすれば、犯罪としての重大性に鑑みて、警戒の対象としてまず第一に挙げられるのが自然であろう。近藤・下沢両氏の学説についても、同様の問題を指摘することができよう。^{③)}

以上のように、鎌倉幕府は承久の乱以後も、少なくとも延応二年二月に至るまでは、依然として、「悪党」を法的用語として採用し他の類義語と明確に区別されるような定義を付与することはなかった、と考えられる。しかし本章の冒頭で述べた通り、延応元年七月以降、幕府法・幕府発給文書上における「悪党」と他の類義語との関係性には、変化が認められるようになっていく。このような用例上の変化に鑑みても、幕府による「悪党」採用の上限については、延応二年二月に設定して問題ないものと判断する。では続いて、下限の検討を行う。「悪党」採用の下限については、幕府における用例のみを検討するのではなく、幕府による「悪党」の採用という事態が、幕府以外の人々からも明確に認識されていたことの判明する時点に、設定すべきものと考ええる。

前節では、永仁四年の醍醐寺が、幕府における「悪党」の用法を明確に意識していたことを明らかにした。しかし同寺では、すでに弘長年間において、同様の意識に基づく用法が確認される。

【史料七】

醍醐寺衆徒等言上

欲早依殺害四箇度罪科、且任関東十箇条憲政、被禁遏定済法務、於自余〇条者、^条忿被糾決子細事

（中略）或招居南都之悪党、殺害諸人、（中略）況亦去四月上旬之比、定済法務語集南都数百之悪党、欲差遣寺家而誅衆徒之条、（中略）若夫無武家之柄誠者、悪党乱入無疑。悪党令乱入者、寺家滅亡勿論也。（中略）抑又近日被降関東十箇之輩、^{之輩}蔽旨、被鎮世上庶人之濫惡。其中好召仕悪党〇并悪党張本事、殊有御沙汰云々。（中略）定済已好召仕数多之悪党、又即為悪党之張本。（後略）

史料七は、弘長二年（一二六二）閏七月に、醍醐寺衆徒等が歴主定済の非法を訴え、その寺務停止を幕府に求めた申状である。^⑤ここで「悪党」と呼称されているのは定済に与する門弟や所従等であるが、史料七について何より注目されるのは、衆徒等によって「関東十箇条憲政」が、定済断罪の法的根拠として提示されている点である。この「関東十箇条憲政」とは、その内容・条数から、弘長二年五月二三日付で発せられた次の幕府法を指しているのは明らかと言える。^⑥

【史料八】（追加法四〇七、四一六条（事書のみ抜粋））

一 自公家被召渡輩事

- 一 山僧請取寄沙汰事
- 一 武家不相交之沙汰、自公家被仰下（中略）
- 一 籠置悪党無沙汰所々事
- 一 西国堺事
- 一 好召仕悪党輩事
- 一 悪党跡事
- 一 召人逃失預人答事
- 一 洛中屋地并近国買地事
- 一 悪党張本事

史料八に関して、ここでは、「悪党」が他の類義語に言い換えられることなく多用されていることに注目したい。延応元年七月以降、（幕府による「悪党」の選択的使用状態への移行）という変化が見られることは前述したが、史料八における「悪党」の用法は、まさにそのような変化を体现するものと考えられる。

この点を踏まえた上で、史料七における醍醐寺衆徒等の「関東十箇条憲政」への言及と、幕府法上の語法を意識した「悪党」文言多用という事態を勘案すれば、幕府は弘長二年五月の段階で、「悪党」という語を、単に選択的に使用していただけではなく、すでに法的用語として採用していた、と推測することが可能であろう。衆徒等はそれを利用して、自らの訴訟を有利に進めようと

したのである。幕府における「悪党」採用の下限は、この時点より下ることはいであらう。

以上の検討より、幕府は一三世紀中葉、延応二年二月から弘長二年五月までの約二〇年の間に、「悪党」を、自らの検断の対象としての〈夜討・強盗・山賊・海賊という盗賊（行為）〉を意味する法的用語として、採用・定義したものと推定される。

- ① 「嘉禎二年」十一月一日付関東御教書（『鎌』五〇八四）。
- ② 追加法一一八条。
- ③ 追加法四六三条、文永二年一月三日付関東御教書（『鎌』一一七四三）、同日付関東御教書案（『鎌』一一七四四）。
- ④ 藤井雅子「第一部第一章第五節 鎌倉時代における三宝院流の分派と嫡流」（『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八年。初出二〇〇二年）。
- ⑤ 永仁四年二月日付醍醐寺僧綱等解案（『鎌』一九〇一六）。
- ⑥ 永仁四年六月日付醍醐寺惣寺衆申状案（『鎌』一九〇九一）。
- ⑦ 当該事件・相論および醍醐寺の組織等については、伊藤清郎「中世の醍醐寺（一）組織と構造」（『中世日本の国家と寺社』高志書院、二〇〇〇年。初出一九八四年）参照。
- ⑧ 追加法二五四・三一九・三三〇・四〇五条。なお、追加法三六八条とはほぼ同文で寛元三年（一二四五）の制定とされる追加法二五二条は、元来存在しない法令と考えられる（拙稿「書評 佐々木文昭著『中世公武新制の研究』（『法制史研究』五九、二〇一〇年）参照」）。
- ⑨ 上横手雅敬「六波羅探題と悪党」（『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年。初出一九五〇年）、近藤・下沢前掲論文等。

⑩ はじめに注⑩参照。

⑪ 笠松宏至頭注・補注（『中世政治社会思想上』岩波書店、一九七二年）。

⑫ 御成敗式目一一一条。

⑬ 鎌倉幕府法における犯罪・刑罰の概要については、植田信広「鎌倉幕府の〈検断〉に関する覚え書き」（『法政研究』五八・四・五九―一、一九九二年）参照。

⑭ 史料四については、すでに下沢氏も同様の指摘を行っている。

⑮ 鎌倉後期の幕府による「悪党」の用例には、必ずしも夜討・強盗・山賊・海賊に限られない、下沢氏の言う「広義の「悪党」に属するものも含まれるが、本稿では幕府法上の基本的な定義を確認するに止めたい。

⑯ 御成敗式目三二条の規定内容については、石井良助「大犯三箇条」（『増補版 大化改新と鎌倉幕府の成立』創文社、一九七二年。初出一九五一年）、および西田友広「鎌倉幕府検断体制の構造と展開」（『史学雑誌』一一一・八、二〇〇二年）参照。

⑰ 笠松補注（前掲注⑪）『中世政治社会思想上』。

⑱ 仮に、ここでの「悪党」が「盗賊」の同義語として認識されているとすれば、両者の並列表記は同語反復となり、むしろ不自然である。

⑲ 事書における「盗賊・悪党」という並列表記は、検断対象となる犯罪者集団を「悪党」という一般的呼称で総称し、その内でも特に「盗賊」を主要な検断対象として強調するために提示したもの、と解しうるのではあるまいか。当該期の幕府法における「悪党」をこのように「（悪人のなかま）」という一般的な語義で捉えれば、「悪党」が追加法三五条で「盗賊」を、同一一七条で「強盗并重科之輩」を指して使用されていることも、矛盾なく理解できるものと思う。

⑳ 三浦周行「貞永式目」（『続法制史の研究』岩波書店、一九九五年）。

初出一九一九年。

②① これにより、学説としての反証可能性を担保するためには新たな論拠が必要になる、と考えるのが筆者の態度である。本稿の中で山陰氏と重複する指摘をあえて行なった箇所があるのも、こうした意図による。

②② この法令については、網野善彦「鎌倉の「地」と地奉行」（網野善彦著作集第一三巻）岩波書店、二〇〇七年。初出一九七六年。参照。

②③ 下沢氏は史料六の条文記載順を、鎌倉市中における出現頻度の違いが反映されたものと見なすことによって、「重科」であるはずの「悪党」が「盗人」等よりも下位に記載されている、という問題点を解消しようとしている。しかし、鎌倉市中では夜討・強盜等の出現頻度が低かった、とする氏の推測は根拠不十分であり、右の理解には従えない。現に、「吾妻鏡」寛元三年六月七日条（『新訂増補国史大系』では、「夜討・殺害人等」に対する警戒の姿勢が顕著に示されているのである。

②④ 弘長二年閏七月日付醍醐寺衆徒等申状案（『鎌』八八四七）。

②⑤ この訴訟については、上杉和彦「鎌倉幕府法の効力について」（『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年。初出一九八八年。参照。

②⑥ この点は、すでに上杉和彦氏が指摘している（前掲注②⑤論文）。

第三章 幕府外における用法変化

第一節 権門寺院

本章では、幕府以外における「悪党」の用法変化について考察

する。まずは、権門寺院について検討を行う。

第一章で明らかにしたように、一三世紀初頭に至ってもなお、権門寺院は「悪党」を「悪徒」「凶党」「凶徒」等の類義語として認識しており、この語に対して主体的に新たな用法を付与することとはなかった。しかし前章で見たように、弘長二年以後の醍醐寺では、従来通り「悪党」を原義に基づいて使用する一方、幕府に検断を求める訴訟に際しては、幕府法上の語法を意識し、この語を意図的に多用していた。

このような、敵対者を幕府の用法に沿った「悪党」として訴えた訴訟、すなわち〈「悪党」訴訟〉の構造については、山陰氏もつとに指摘したところである。本節では、同様の構造が「悪党」の定義を（夜討・強盜・山賊・海賊という盗賊（行為））に変更しても依然認められることを、東大寺を事例として確認したい。

【史料九】^①

東大寺衆徒等○申

欲早被経御沙汰、召出○右衛門入道以下悪○人等、被処

禁獄・流罪等重○、被鎮山賊・強盜等狼藉子細事

右、件子細者、（中略）所詮○彼右衛門入道以下悪党人○被

処禁獄・流罪之重科之日、彼等若不応召者、欲居地頭於彼所。

（後略）

史料九は、正応年間（一二八八―一二九二）以降史料上に現れる山城国賀茂荘の悪党について、莊園領主たる東大寺が永仁五年（一二九七）三月に作成した、幕府に対する重申状の草案である。^②

ここで東大寺衆徒等は、右衛門入道源仏以下の「悪党人」等による山賊・強盗行為を鎮圧するように要求している。この他の関連史料からも、東大寺は幕府に対し、源仏等の夜討・強盗・山賊行為を訴えていたことが知られる。^③

このように、東大寺は源仏等を「悪党」として幕府に訴える上で、正応年間以来一貫して、その夜討・強盗・山賊という罪状を前面に押し出しているのである。前章の検討を踏まえれば、右のような東大寺による「悪党」の用法もまた醍醐寺と同様、幕府への訴訟に際して、幕府法における「悪党」の用法を明確に意識したものであったと考えられる。

【史料一〇】^④

東^{〔大寺〕}□□衆徒等誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天裁、因准先例、任注進交名、不日可召取由被仰

下武家、（中略）

□進（中略）

一通 六波羅家状案 当國中悪党人可召取由事（中略）

一通 悪党人交名注文

右、謹檢案内、諸国山賊以下夜討・強盗等之大犯者、皆是武家成敗之限也。随而、如弘安三年二月三日六波羅家状者、可

召取國中悪党云々。（中略）望請 天裁。任申請被仰下者、

匪啻令断絶寺領一庄之悪行、兼國中悪党削名字者歟。（後略）

史料一〇は、黒田荘の第一期悪党に関して、東大寺衆徒等が弘安五年（一二八二）一〇月に公家政権へ提出した訴状である。いま史料一〇に関して注目すべきは、山賊・夜討・強盗等の「大

犯」は幕府の管轄であるとの認識が示されていることに加え、そのような罪を犯した人々に対する呼称として、専ら「悪党」が使用されていることである。ここに見られる通り、たとえ公家政権への訴訟であっても、それが幕府による「悪党」検断を想定したものであれば、訴人側は積極的に幕府法上の「悪党」定義を利用し、この語を多用していったのである。^⑤

以上本節では、幕府による「悪党」検断を求める訴訟をめぐつて、権門寺院が幕府法上の「悪党」定義を受容し、かつ積極的に利用していったことを確認した。このような訴訟が頻発・継続する中で、寺院内部においても、〈盗賊（行為）〉を指す幕府法に沿った「悪党」の用法が普及・定着していったものと推測されるのである。

第二節 公家政權

続いて本節では、公家政権における用法変化について検討する。

公家法や、その他の公家政権発給文書上における「悪党」の初見は、管見の限り、寛喜二年（一二三〇）四月二〇日付の太政官牒である。^⑦しかし、これは勝尾寺衆徒等から提出された斛状の引用部分に含まれているため、その使用に公家政権の主体性を見出すことはできない。興福寺僧綱・大法師等の奏状を引用する、弘長三年（一二六三）一〇月一七日付の太政官牒^⑧にしても同様である。そして、類義語との関係性という点では、弘長・文永年間の公家法においても、依然「悪徒」や「凶賊」などが使用され続けている。^⑨以上を勘案し、前章で見た幕府の用法変化と比較すれば、鎌倉時代の公家政権が、「悪党」を法的用語として主体的に採用・定義したとは考え難いと言えよう。

続いて、鎌倉後期の公家政権における「悪党」の用法について検討する。

【史料一】^⑩

太政官牒撰津国勝尾寺

応禁断寺領四至内殺生并伐木、永停止山下辺民・國中悪党乱入狼藉事

右、得彼寺住侶等去月廿八日奏状稱、（中略）而去年十二月廿三日山下辺民・國中悪党等、不恐公家之禁遏、不憚武家之施行、率数多人、乱入当寺光明院、狩山鹿忽射殺。（中略）望請洪慈。因准先例、被下官符宣、且任寛喜官符并武家之施行、且任普賢寺禪定殿下裁許、固禁遏当寺領四至内殺生伐木、永被停止山下辺民・國中悪党乱入狼藉者、專仰一寺安全之聖断、奉祈四海静謐之御願者、（後略）

史料一は、「山下辺民・國中悪党」が勝尾寺光明院に乱入して山鹿を殺したことを訴えた勝尾寺住侶等の奏状を受けて、乱入狼藉の禁遏を通達した太政官牒である。ここでは勝尾寺側の奏状に記された「悪党」が引用される一方、事書中にも「悪党」が使用されている。これとて、奏状中の表現を抜粋したものではありませんが、単なる直接的な引用ではないことが注目される。実際、史料一以前には、これに類するような用例は見られないのである。一方で史料一以降には、事書や事実書中に、この様な直接的引用でない、狼藉人等を呼称するために使用された「悪党」の用例を含む公家政権発給の文書が、しばしば見られるようになる。^⑪

前節では、権門寺院は鎌倉後期において、たとえ公家政権への訴訟であっても、それが幕府による「悪党」検断を想定したものであれば、積極的に幕府法上の「悪党」定義を利用し、この語を

多用していったことを確認した。ここで史料一―が、近藤氏によつて、本所一円地内の「悪党」召し捕りを六波羅に命ずる違勅論旨・院宣の成立時期と推定された、正応三―永仁六年（一二九〇―一二九八）の伏見親政期中に出されていることも併せ考えれば、右のような公家政権における「悪党」の用法変化は、頻発する本所からの「悪党」訴訟の処理や、「悪党」の検断をめぐる公武交渉を重ねる中で顕在化したもの、と捉えることが可能であろう。

鎌倉期の公家政権は、「悪党」を法的用語として主体的に採用・定義することはなく、そもそも鎌倉中期以前において、その用例は極めて僅少である。しかし一三世紀末以降、この語の公家政権による使用頻度は明らかに増加する。この点からも、幕府による「悪党」採用の政治的・社会的影響が、非常に大きなものであったことが知られるのである。

- ① 永仁五年（三月一日）付東大寺衆徒等重申状土代（『鎌』一九三二）。
- ② 賀茂荘における悪党問題の経過については、渡邊浩史「流通路支配と悪党」（前掲はじめに注⑥『展望日本歴史一〇』。初出一九九一年）参照。

- ③ 『鎌』一九七六九・二三三二五・二四三二五・二四五四五・二五〇七三・二五三三七三、正応二年（一二八九）三月一日付六波羅請文案（『東大寺図書館蔵東大寺文書』一一二二一三）、徳治三年（一三〇八）十一月日付東大寺西室雜掌重申状案（『東京大学史料編纂所影印

叢書5』等。史料の所在について小原嘉記氏の御教示を得た。

- ④ 弘安五年一〇月日付東大寺衆徒等申状案（『大日本古文書 東大寺文書一〇』六三一）。

- ⑤ 黒田荘における悪党事件の経過と時期区分については、小泉宜右「伊賀国黒田庄の悪党」（稲垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年）参照。

- ⑥ 高野山の事例であるが、元応二年（一二三〇）八月日付金剛峰寺衆徒等解状（『鎌』二七五五八）などもその好例と言えよう。

- ⑦ 『鎌』三九八〇。

- ⑧ 公家法法規二七六―二九一条。なお、この弘長三年の太政官牒については、稲葉伸道「公家新制と寺辺新制」（『中世寺院の権力構造』岩波書店、一九九七年。初出一九八六年）参照。

- ⑨ 公家法法規二七三・三三〇条等。

- ⑩ 永仁三年（一二九四）四月二五日付太政官牒（『鎌』一八五二四）。なお本文書については、戸田芳美「第二章第二節六 悪党の活躍」（『箕面市史第一巻』一九六四年）参照。

- ⑪ 『鎌』二三四〇七・二四〇三八・二五八七五・二七三八一・二七九五七・三〇四二〇・三〇五五九・三〇五六〇・三〇五六一・三三三二六・補二〇四一等。

おわりに

本稿の課題は、(1)「悪党」に新たな用法を付与した主体、(2)新たに付与された「悪党」の基本的定義、(3)用法変化の画期という三点をめぐる、山陰・近藤・下沢・渡邊各氏による学説の混乱状

況を打開しつつ、「悪党」の語史に関する整合的な仮説を提示することであった。まず、右の三点に関する筆者の見解をまとめると、次のようになる。

漢語としての「悪党」は、一三世紀初頭頃までは依然、専ら〈悪人のなかま〉という原義に基づき使用されていた。しかしこの語は、延応二年二月から弘長二年五月までの間に、鎌倉幕府によつて〈夜討・強盗・山賊・海賊という盗賊（行為）〉を呼称する法的用語として採用・定義されるに至った。^①

そして第三章で述べた通り、このような幕府法上の語義変化は幕府以外にも甚大な影響を与え、新たな用法による使用が普及・定着していくと考えられる。ただし、なおも〈悪人のなかま〉という原義通りの用法が存続することは、決して見落としてはならない事実であろう。

次に、鎌倉幕府法に限らない、一般的な「悪党」の語義変化について見通しを示しておきたい。『時代別国語大辞典』^②は、室町期における「悪党」の語義を次のように記述している。

「悪党」：(1)群をなして盗みや人殺しなどをはたらく者の仲間、集団。社会秩序を乱す徒党。(2)悪事をはたらかせたり、領主などに反抗したりする者。悪者。ひとりについていう。(3)たちの悪い盗みをするこ

と。また、その盗人。

右の(1)(2)は、第一章で見た『日本国語大辞典』の記載とも通じるものである。今ここで注目すべきは、(3)である。室町期において「悪党」は「悪盗」とも表記され、盗賊（行為）^③のイメージと強く結びついた語として、一般的に認識されるようになっていたことが知られる。

ここまでの議論を踏まえるならば、室町期の「悪党」に確認される〈盗み・盗人〉という語義素は、鎌倉幕府法における語義変化の延長上に位置付けて理解することが可能であろう。「悪党」は、従来の〈悪人のなかま〉という原義に加え、鎌倉中後期以後に〈盗賊（行為）〉という語義素を一般的に成立させ、多義語化していったものと判断されるのである。^④

以上本稿では、三つの点——語の〈意味〉に関する理解をより厳密化すること、語の多義性に注意すること、類義語との関係性の変化に注目すること——に重きを置きつつ、「悪党」の語史について考察してきた。最後に、右の結論によつて今後の悪党論にいかなる展望が開けるのかという点に触れ、全体の括りとした。第二章で論証したように、幕府による「悪党」採用の画期は山陰氏のいう承久の乱ではなく、一三世紀中葉にまで下る。そして、〈夜討・強盗・山賊・海賊〉を指す幕府の用法を意識した、幕府

以外からの「悪党」訴訟と明確に判定しうるのは、同じく第二章で検討した弘長二年における醍醐寺の事例が最初期のものである。以上の点を踏まえるならば、正嘉二年に幕府によって「国々悪党令蜂起」と表現された事態を、山陰氏のように「悪党」訴訟の「激発」として理解することは困難と言わざるをえない。

それでは、この事態は歴史的にいかに位置付け直しうるか。ここで重要になるのが、幕府による「悪党」の基本的定義を（山賊・海賊・夜討・強盗という盗賊（行為）に限定して理解する視角である。一三世紀前半の寛喜の飢饉以降に盗賊対策が強調・強化されていくことは幕府法からも看取しえようが、右の視角に基づけば、幕府による「悪党」採用をこれと一連の動向として捉えることができるようになるものと思う。

本稿では詳論できないが、筆者は、そのような盗賊対策の強調・強化という政策が推進された背景には、盗賊の鎮圧を徳政策の一環と見なす通念が存在したものと推測している。^⑥この想定が認められるならば、一三世紀中葉の幕府法・幕府発給文書上における「悪党」用例の増加は、「悪党」訴訟の「激発」を受けたものではなく、徳政としての盗賊鎮圧策が幕府によって積極的に展開されたことを反映したものと捉え直すことが可能になると考え

られる。鎌倉期に展開された「悪党」鎮圧策を追究することで、中世における《徳政》の新たな側面が浮かび上がるに相違ないのである。

① 「悪党」という語を相対化する本稿の趣旨に照らせば、数ある類義語の中でなぜ「悪党」が選択されたか、という問いは不可避である。しかし、この点についてはまだ成案を得ていない。「悪党」が元々何らかの位相語であった可能性も考えられるが、今は判断を保留し、後考を俟つこととした。

② 『時代別国語大辞典 室町時代編一』（三省堂、一九八五年）。

③ 『五本対照改編節用集（上）』（勉誠社、一九七四年）。

④ 南北朝期における「悪党」に、すでに《盗賊（行為）》という語義素が一般的に成立していたとすれば、《悪党》の姿態・行動を表現したものとして重視されてきた「峰相記」（続群書類従二八輯上）中の記述も、正安・乾元頃および正中・嘉暦頃の各々における盗賊の典型的イメージを描いたものと、捉え直すことができるのではあるまいか。少なくとも、この史料から無批判に《悪党》像を描出することは避けるべきであろう。

⑤ 例えば、追加法三二・三五条、御成敗式目三・三二・三三条等。

⑥ この問題に関しては別稿を準備している。

（付記）本稿の作成にあたっては、国文学研究資料館・国立歴史民俗博物館・東京大学史料編纂所の各データベースを利用した。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

Semantic Changes of the Word *Akutō* during the Kamakura Period

by

NEGAYAMA Yasufumi

This paper is a historical study of the uses of the word *akutō* 悪党 that appears prominently in historical documents from the latter half of the 13th century to the first half of the 14th century.

In recent years studies of *akutō* have developed as an extension of the viewpoint of Yamakage Kazuo who considered the word *akutō* to be “a historical term that indicates a certain historical reality.” In regard to Yamakage’s interpretation of *akutō* that formed the core of his theory, alternative theories that include important new points have been proposed by Kondo Shigekazu, Shimozawa Atsushi, and Watanabe Hirochika. However, the dialectic process of overcoming the contradictions of these and Yamakage’s theory has not been achieved so there is still much confusion regarding the interpretation of the term. There are specific contradictions among the four theories regarding the understanding of 1) those who invested the word *akutō* with a new usage, 2) the basic definition newly added to denotations of this word, and 3) the time when that change occurred.

The task of this paper is to break through the confusion and present a coherent hypothesis concerning the history of the word *akutō* by attempting the fundamental task of a complete revision of the image of *akutō* in medieval society. In this case it is necessary to consider the problems encountered in earlier scholarship in regard to the word *akutō* such as the tendency to confer it special status and absolute character and to confine it to a single meaning. This is due to the fact that an analysis based on these preconceptions will cause us not only to overlook the dynamic processes by which a word is accorded special usages but is also likely to lead us into the error of talking the first usage of *akutō* in the Middle Ages as the origin of the special usage in the late-Kamakura period. In order to avoid these pitfalls, the following three points are given special consideration in this study: 1) observing the interpretation of word “meaning” more strictly, 2) paying careful attention to the polysemy of words, and 3) focusing on changes in its relationships to synonyms.

A summary of the conclusions of this study includes the following points.

Before the middle of the 13th century, the basic meaning of the word *akutō* was exclusively “a group of villains,” which had been the original meaning of the word. However, after *akutō* was adopted and defined as a legal term by the Kamakura shogunate to refer to “crimes such as *yo-uchi* 夜討 (burglary), *gōtō* 強盜 (robbery), *sanzoku* 山賊 (brigandage), or *kaizoku* 海賊 (piracy), and also the gangs who committed those crimes” (which occurred during the middle of the 13th century, specifically from the second month of Ennō 2 (1240) to the fifth month of Kōchō 2 (1262)), this new usage gradually spread beyond official usage and took root. The word *akutō* then came to be recognized as a word closely associated with robbery, and “robbery and robbers” was established as one of the new basic meanings of this word. Thus, the word *akutō* became popularly a polysemic term in the era from the middle of the Kamakura period to Muromachi period.

One result of this study is to enable us to understand the adoption and definition of *akutō* as being closely related to the strengthening of the police-action system by the Kamakura shogunate in the middle of the 13th century. It can be surmised that the Kamakura shogunate adopted and defined the word *akutō* as it gradually reinforced countermeasures against robbers as a part of policy of good governance instituted after the famine of the Kangi era in the first half of the 13th century and increasingly took measures to suppress those it branded *akutō*.

Religious Politics of the Habsburg Monarchy and
Reactions from the Islamic People of Bosnia:
Focusing on the Establishment of the Reis-ul-Ulema

by

YONEOKA Daisuke

This paper examines religious policies of the Habsburg monarchy and reactions of the Bosnian Islamic people to them. Conventional historiographies have generally regarded the responses of the Islamic people as identical with those of the nationalist movements that spread throughout the Balkans at that